

条例の改正

全会一致で
可決

西原町附属機関の設置に関する条例の一部を改正条例

○西原町障害者計画及び西原町障害福祉計画の策定、見直し及び推進について、それぞれの附属機関で行っていたが、附属機関を統合することにより、円滑かつ総合的な障害者施策を推進するため。

賛成多数

南部広域行政組合同規約の変更

○平成20年7月1日から南部広域行政組合の共同処理する事務の一部を「ごみ処理広域化計画及び施設整備に関する事務」に変更し、当該協同規約を変更する必要性が生じたため。

反対討論

- ・東部清掃施設組合の消却残渣をどうするかが、第一にやるべきことである。
- ・広域化して一括で燃やすというのは、ごみの分別、減量化、再資源化の社会の流れにそぐわない。
- ・サザン協の長期計画は、財政も厳しい状況を抱え、議会も市町村長も責任の持てる範囲が大事である。無理なことじゃない。

賛成討論

- ・なし

専決処分

西原町税条例の一部を改正する条例

地方税法等の一部を改正する法律施行に伴い町民税関係では寄付金控除については抜本的な見直しが行われ、ふるさと納税制度が導入された。

西原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

地方税等の一部を改正する法律案に盛り込まれた後期高齢者医療制度創設に伴う特定世帯に係る規定が平成20年度4月1日となったことにより、改正前に戻す必要性が生じた。

西原町国民保険税条例の一部を改正する条例

承認第2号において、改正前に戻された地方税法等の一部を改正する法律が、平成20年4月30日公布され、同日から税条例の一部の改正する条例の施工日も公布の日（平成20年4月30日）となった。

平成20年度西原町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

平成19年度西原町国民健康保険特別会計において歳入が歳出に不足し翌年度の歳入をもって緊急に繰上充用する必要性が生じ歳入歳出それぞれ360,000千円を追加し、歳入・歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,045,301千円とする。

平成20年度西原町老人保健特別会計補正予算（第1号）

平成19年度西原町老人保健特別会計において、歳入歳出に不足し、翌年度の歳入をもって緊急に繰上充用する必要性が生じ歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ33,928千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入、歳出それぞれ203,554千円とする。